

2017年6月23日 全10頁

法律・制度 Monthly Review 2017.5

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 5月の法律・制度に関する主な出来事と、5月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 5月は、改正金融商品取引法が成立したこと（17日）、改正民法及び銀行法等の一部改正法がそれぞれ成立したこと（26日）、スチュワードシップ・コードの改訂版が公表されたこと（29日）、改正個人情報保護法が全面施行されたこと（30日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○5月の法律・制度レポート一覧	2
○5月の法律・制度に関する主な出来事	2
○6月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
○トランプ政権、税制改革案を公表	6
○レポート要約集	8
○5月の新聞・雑誌記事・TV等	10
○5月のウェブ掲載コンテンツ	10

◇5月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
10日	トランプ政権、税制改革案を公表	鳥毛 拓馬	税制	5
17日	顧客本位の業務運営に関する原則の公表 ～フィデューシャリー・デューティーの プリンシプル～	横山 淳	金融商品 取引法	33
22日	フェア・ディスクロージャー、HFTに関する 金商法改正法、成立 ～2017年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	7
24日	法律・制度 Monthly Review 2017.4 ～法律・制度の新しい動き～	鈴木 利光	その他法律	13
31日	米国、フィンテック企業への銀行免許案 ～OCCが提案するも訴訟問題に発展～	上野まな美 鳥毛 拓馬	金融制度	7

◇5月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇東京証券取引所、「2017年3月期上場会社の定時株主総会の傾向について」を公表。
2日	◇ASBJ（企業会計基準委員会）、コンセッション方式のPFI事業について、実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」を公表。平成29年5月31日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用。
8日	◇経済産業省（経産省）、「FinTechビジョン（FinTechの課題と今後の方向性に関する検討会合 報告）」を公表。
10日	◇ASBJ、実務対応報告公開草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」を公表（コメント期限は7月10日まで）。 ◇金融安定理事会（FSB）、「グローバル・シャドールバンキング・モニタリングレポート2016」を公表。
11日	◇国際会計士倫理基準審議会（IESBA）、公開草案「職業的懐疑心及び職業的専門家としての判断に関する適用指針案」を公表（コメント期限は7月25日まで）。
12日	◇日本公認会計士協会（JICPA）、非営利法人委員会研究報告「非営利組織会計基準開発に向けた個別論点整理～固定資産の減損～」（公開草案）を公表（意見提出期限は6月12日まで）。
15日	◇JICPA、経営研究調査会研究報告第59号「長期的視点に立った投資家行動に有用な企業報告～非財務情報に焦点を当てた検討～」を公表。
16日	◇日本証券業協会（日証協）、「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則」を制定。協会員のいわゆるディスクロージャー誌について、原則として自社ホームページでの公表を義務付ける等の内容。6月1日以後最初に終了する事業年度に係る説明書類の公表から適用。 ◇日証協、「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」を一部改正（施行は5月30日）。改正個人情報保護法対応。
17日	◇改正金融商品取引法が成立（公布は24日）。いわゆるフェア・ディスクロージャー・

17 日	<p>ルールや、高速取引行為（HFT）規制を導入する改正。公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。</p> <p>◇金融庁、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を公表（意見提出期限は6月16日まで）。特定譲渡制限付株式、パフォーマンスシェア、株式報酬等による株式の割り当てを行う場合について、売買報告書の提出制度及び短期売買利益の返還請求制度の適用除外とし、有価証券届出書の特記事項の記載を不要とする改正を行うもの。</p> <p>◇日証協、「協会の従業員に関する規則」等の一部改正案を公表（意見提出期限は6月16日まで）。同規則の定める従業員の地場出し・地場受け規制が廃止され、各社で社内規則に規定を設け、適切に管理することが必要になる。</p> <p>◇日証協、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正案を公表（意見提出期限は6月16日まで）。「株式新規上場引受に関する検討会」報告書を受け、主幹事就任のあり方の見直しに関する改正を行うもの。引受会員が、関係する発行者（親子法人を含めて総株主議決権の15%以上を保有する場合）が新規公開において行う株券の募集の引受けについて主幹事会員となる場合には、現行の親子法人の主幹事引受制限と同様の措置を求める等の内容。</p> <p>◇日本とスロベニア、ベルギー、ラトビア、オーストリア間での各租税条約が参議院で承認される。</p> <p>◇日本・バハマ租税情報交換協定・改正議定書が参議院で承認される。</p>
18 日	<p>◇国際会計基準審議会（IASB）、保険負債を現在価値で評価するよう求める IFRS 第17号「保険契約」を公表（発効は2021年1月1日、早期適用可）。</p> <p>◇経産省、「事業会社と研究開発型ベンチャー企業の連携のための手引き」を公表。</p>
25 日	<p>◇金融庁、財務諸表規則等の一部改正府令を公布。</p> <p>◇IASB、IFRS 第13号「公正価値測定」の適用後レビューの第2フェーズに向けた情報募集を開始。回答の提出期限は2017年9月22日まで。</p>
26 日	<p>◇民法の一部改正法（いわゆる債権法改正）が成立（公布は6月2日）。公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。</p> <p>◇銀行法等の一部改正法が成立（公布は6月2日）。電子決済等代行業者に対する登録制導入、銀行等によるオープンAPI対応の努力義務等を定める。公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。</p>
29 日	<p>◇金融庁、「スチュワードシップ・コード」の改訂版を公表。</p> <p>◇経産省、「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス」の策定を公表。</p> <p>◇不動産登記規則の改正省令が施行。全国の登記所において「法定相続情報証明制度」の利用が可能に。</p>
30 日	<p>◇改正個人情報保護法、全面施行。</p> <p>◇行政機関について、マイナンバーを利用した情報連携が可能に。</p> <p>◇経産省、「データの利用権限に関する契約ガイドライン」を公表。</p>
31 日	<p>◇日証協が事務局を務めるNISA推進・連絡協議会、積立NISAの業界での表記を「つみたてNISA」に統一する旨を公表。</p> <p>◇金融庁、「コンテンツ事業に関するQ&A」及び「コンテンツ事業における資金調達について」を公表。映画製作等のコンテンツ事業における資金調達時の金融商品取引法の適用関係を明確化するもの。</p> <p>◇JICPA、業種別委員会実務指針第55号「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」を公表。</p> <p>◇JICPA、「監査法人における実効的な組織運営に関する取組の一覧」のページを開設。いわゆる監査法人のガバナンス・コード対応。</p>

◇6月以後の法律・制度の施行スケジュール

	日付	施行される内容
2017年 (H29)	6月3日	◇「消費者契約法」の一部改正法が施行。
	6月12日	◇e-Taxを利用した国税のクレジットカード納付が可能に。
	7月	◇行政機関について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。 ◇マイナポータルを試行運用が開始（予定）。
	8月1日	◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。
	9月30日	◇「みなし交付申請」のためのNISA口座を開設している証券会社へのマイナンバーの提供期限。期限までに提供した場合、平成30年以後の年分のNISA口座の利用のための非課税適用確認書の交付申請書の提出が不要となる。
	10月1日	◇つみたてNISAの口座開設手続が開始。 ◇投資信託委託会社等によるつみたてNISA対象商品の届出が開始。 ◇役員給与課税の改正（退職給与・譲渡制限付株式・新株予約権に係る部分）が適用。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。 ◇マイナポータルの本格運用が開始（予定）。
2018年 (H30)	1月1日	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。 ◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。 ◇NISAの第2期勘定設定期間が開始。 ◇つみたてNISAが開始。年間投資上限額40万円、非課税保有期間（最大）20年間。 ◇配偶者控除・配偶者特別控除の見直し。所得控除38万円の対象となる配偶者の収入の上限を103万円から150万円に引上げ。
	1月3日	◇EU第二次金融商品市場指令（MiFID II）/ MiFIR、施行。
	4月1日	◇（2018年4月1日以後開始事業年度より）法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇（外国関係会社の2018年4月1日以後開始事業年度より）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の改正が適用。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度（2014年分）投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。
2019年 (H31)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）。 ◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。
2020年 (H32)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
2021年 (H33)	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。

2021年 (H33)	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2023年 (H35)	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。

※原則として、5月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。今回新規に追加したものは太字で記載。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。

◇今月のトピック

トランプ政権、税制改革案を公表

2017年5月10日 鳥毛 拓馬

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170510_011965.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 税制改革の目的

- ・ 経済を成長させ、数百万の雇用を創出する。
- ・ 複雑な税法を簡素化する。
- ・ 米国民、特に中間層に対して税制上の恩典を与える。
- ・ 世界で最も高い法人税率を、世界で最も低い法人税率に引き下げる。

(出所) ホワイトハウス資料より大和総研作成

図表2 個人の税制（連邦税）改革案

	現行制度	改革案
最高税率	39.6%	35%
税率構造 (ブラケット)	10%、15%、25%、28%、33%、35% 39.6%の7段階	10%、25%、35%の3段階
基礎控除	12,600ドル(夫婦合算)	24,000ドル(夫婦合算)
子供・被扶養者の ケア費用	税額控除(20-35%)	税負担の軽減
項目別控除	州税、地方税、医療費など	住宅ローン金利、寄附金、退職貯蓄控除以外は廃止
代替ミニマム税	高額所得者に対する節税防止措置	廃止
遺産税	18%~40%(12段階) 配偶者：免税 基礎控除：549万ドル(2017年)	廃止
純投資所得税	3.8%	廃止

(出所) ホワイトハウス資料などを基に大和総研作成

図表3 連邦法人税制改革案

	現行	改革案
連邦法人税率	35%	15%
パススルー事業体に対する税率	法人 (35%)、個人 (39.6%)	15%
米国外子会社に対する課税	全世界所得課税 ただし、子会社配当については、米国親会社に配当された段階で課税。	テリトリアル（源泉地主義）課税
米国外子会社留保利益への課税	米国内に還流されなければ原則として、非課税（※）	1回限り課税

（※）いわゆるタックス・ヘイブン対策税制（controlled foreign corporation:CFC 税制）により、留保利益について課税される場合がある。

（出所）ホワイトハウス資料などを基に大和総研作成

◇レポート要約集

【10日】

トランプ政権、税制改革案を公表

2017年4月26日（米国時間）、トランプ政権は税制改革案を公表した。連邦所得税及び連邦法人税共に、米国史上最大の税制改革と銘打っており、ほぼ減税項目ばかりが並ぶ内容となった。ただし、トランプ大統領が選挙期間中に主張していたものより簡素な内容となっている。今後、5月に公表される予定の予算教書に盛り込まれるであろう税制改革案の詳細を見なければ、その評価は難しい。

個人の連邦所得税に対する改革案については、最高税率を現行の39.6%から35%に引き下げ、税率構造（ブラケット）を現行の7段階から10%、25%、35%の3段階にして簡素化するとともに、基礎控除を2倍にするとしている。

連邦法人税については、世界で最も高いとされる現行の35%から、世界で最も低いとされる15%に引き下げるとしており、パススルー事業体に対する課税についても、同様に15%に引き下げるとしている。なお、税制改革案には、共和党が主張するいわゆる法人税の国境調整（border adjustment）は盛り込まれていない。ただ、これをもって国境調整の導入がなくなったと考えるのは尚早である。今後、共和党が提出する税制改革案に、わが国企業にも影響がある国境調整が盛り込まれる可能性もあり、引き続き注視しなければならない。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170510_011965.html

【17日】

顧客本位の業務運営に関する原則の公表

～フィデューシャリー・デューティーのプリンシプル～

2017年3月30日、金融庁は「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表した。制定までの経緯から、わが国における、いわゆるフィデューシャリー・デューティーに関するプリンシプルを示したものと指摘もある。

同原則は、①顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等、②顧客の最善の利益の追求、③利益相反の適切な管理、④手数料等の明確化、⑤重要な情報の分かりやすい提供、⑥顧客にふさわしいサービスの提供、⑦従業員に対する適切な動機づけの枠組み等の7つの原則（プリンシプル）から構成されている。

同原則を受け入れる金融事業者は、上記①の方針の策定・公表等に当たり、これらの原則（プリンシプル）を注釈も含めて、実施する場合には、その対応方針を、実施しない場合には、その理由や代替策を、分かりやすい表現で盛り込むことが求められる。これは、「コンプライ・オア・エクスプレイン」（実施か、説明か）というよりは、いわば「コンプライ・アンド・エクスプレイン」（実施・非実施を問わず、説明せよ）に近いものだとも考えられるだろう。

金融庁は、2017年6月末から、取組方針を策定した金融事業者の名称とそれぞれの取組方針（のURL）を金融庁ホームページに公表することを予定している。また、金融事業者との対話を通じて同原則を踏まえた取組みを働きかけることに加え、各金融事業者の取組方針と、取組みの実態が乖離していないか等について、モニタリングすることも予定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170517_011979.html

【22日】**フェア・ディスクロージャー、HFTに関する金商法改正法、成立****～2017年金商法改正関連シリーズ～**

2017年5月17日、「金融商品取引法の一部を改正する法律」が可決、成立した。

同法には、金融審議会の市場ワーキング・グループでの議論を踏まえて、①フェア・ディスクロージャー・ルールを導入、②株式等の高速取引（アルゴリズム高速取引、HFT）に関する法制の整備、③金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化などが盛り込まれている。

同法の主要部分は、公布日から起算して1年を超えない範囲の政令指定日から施行される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170522_011991.html

【24日】**法律・制度 Monthly Review 2017.4****～法律・制度の新しい動き～**

4月の法律・制度に関する主な出来事と、4月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

4月は、スピンオフ税制の見直しの適用が開始されたこと（1日）、FinTech対応を含む銀行法等の一部改正法（仮想通貨交換業に対する登録制の導入、銀行等の議決権保有規制（5%ルール）の緩和など）が施行されたこと（1日）、金融安定理事会（FSB）が市中協議文書「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み案」を公表したこと（11日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170524_012001.html

【31日】**米国、フィンテック企業への銀行免許案****～OCCが提案するも訴訟問題に発展～**

「フィンテック」に関わる企業が増加している。今日、金融商品やサービスを提供するノンバンク企業としてのフィンテック企業が多く存在し、銀行の競合相手とみなされている。

銀行業に進出しようとするフィンテック企業の増加を受けて、OCCは2016年12月、金融商品やサービスの提供を行うフィンテック企業に対し、国法銀行法の対象となる特別目的銀行の免許を与える提案を発表した。

フィンテック企業がOCCの特別目的銀行の免許を取得すると、国法銀行同様に国法銀行法の対象になり、厳格な法律や規制が適用されることになる。

しかし、フィンテック企業に対する特別目的銀行の免許付与案は、州法銀行監督官協会やニューヨーク州金融サービス局からの強い反対を受け、訴訟問題にまで発展している。また、同案の行方は、トランプ政権の意向やOCCのカリー前長官の後任の見解も影響することが考えられ、今後の進展が注目される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170531_012026.html

◇5月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
東奥日報 (5月6日付朝刊4面)	決算短信簡素化についてコメント	吉井 一洋
愛媛新聞 (5月6日付13面)	決算短信簡素化についてコメント	吉井 一洋
週刊金融財政事情 (5月15日号)	【特集】幕が上がった“大相続時代” ～民法改正議論の最新動向	小林 章子
日経 Quick (5月17日配信)	売買単位の100株統一についてコメント	横山 淳
Financial Adviser (6月号)	シンクタンク研究員による読み解き！ 最新制度 Vol. 27- 「いかなる場合でも解約不可」は無効に ～消費者契約法の改正②契約条項の無効	小林 章子

◇5月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
5月16日 掲載	コラム：証券会社のリサーチはタダじゃない？ http://www.dir.co.jp/library/column/20170516_011971.html	鈴木 利光
5月24日 掲載	コラム：有給休暇、従業員の未取得分の費用計上義務付けで、 消化を促進？ http://www.dir.co.jp/library/column/20170524_011994.html	吉井 一洋
5月31日 掲載	コラム：ニューヨーク市の公立学校 PTA から求められる寄付 金額はいくらか？ http://www.dir.co.jp/library/column/20170531_012021.html	鳥毛 拓馬